九州運輸局大分運輸支局
九州運輸局宮崎運輸支局
九州運輸局鹿児島運輸支局
沖縄総合事務局宮古運輸事務所
沖縄総合事務局八重山運輸事務所

○厚生労働省告示第三百七十三号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の二十三の二の規定に基づき、児童福祉法施行規則第一条の二十三の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法施行規則第一条の二十三の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の二十三の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当及びこれに準ずる給付金とする。

○厚生労働省告示第三百七十四号

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十二条の二の規定に基づき、児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当及びこれに準ずる給付金とする。

○厚生労働省告示第三百七十五号

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）第十六条の二（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）第十六条の二（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当とする。

○厚生労働省告示第三百七十六号

婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）第十四条の二の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当とする。

○厚生労働省告示第三百七十七号

里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）第九条の二の規定に基づき、里親が行う養育に関する最低基準第九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

里親が行う養育に関する最低基準第九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）第九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当及びこれに準ずる給付金とする。

○厚生労働省告示第三百七十八号

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第三十八条の二の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当とする。

○厚生労働省告示第三百七十九号

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第三十三条の二の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当とする。

○厚生労働省告示第三百八十号

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）第三十一条の二（同令第六十八条第一項、第八十条第一項及び第四項並びに第八十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）第三十一条の二（同令第六十八条第一項、第八十条第一項及び第四項並びに第八十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定による子ども手当とする。